



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2022年8月

No.87

特集【特集】家事調停について

養育費や面会交流等について当事者だけでは決めることができない、子どもの成長や生活環境の変化で教育費（塾代・進学費用）などが必要になるなど、一度決めた養育費を増額（又は減額）するためにはどうしたら良いのかわからず諦めている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そんな時は家庭裁判所へ家事調停を申し立てることで調停員などの第三者を介して話し合うことができます。今号は「家事調停」についてご紹介します。



■「家事調停」とは

「家事調停」とは、離婚、離縁、夫婦間の生活費の分担、養育費の請求、遺産分割といった家庭内の争いを対象として家庭裁判所で行われる、合意による解決を目指す手続きです。申し立てが簡単で誰でも申し立てることができ、費用も安く設定されています。申立人による調停申し立てを受けて、調停事件について、裁判官1人と民間の良識ある人から選ばれた調停委員2人以上（通常は2人）で構成される調停委員会が、当事者双方（申立人と相手方）に事情を尋ねたり、意見を聴いたりして、当事者双方が納得の上で問題を解決できるように、助言やあっせん、解決案の提示を行い、法的な枠組みを基本的に置きながらも、判決と違い、どちらが正しいかといった白黒をはっきりさせるものではなく、争いの実情に応じた柔軟な解決を図る手続きです。

当事者双方に合意ができると、原則としては、合意事項を書面（調停調書）にして調停は終了します。その記載は、確定した判決や審判と同一の効力があり、内容によっては、合意を守らない相手に対して強制的に義務を履行させることができます。

■「家事調停事件」の種類

家事調停の対象となる争いごとの内容によって家事調停手続きが異なり家事調停事件の種類は下記(1)から(3)の3つがあります。



(1) 一般調停事件

家庭に関する紛争等の事件のうち下記(2)と(3)を除いた事件を一般調停事件と言います。離婚や離縁、夫婦関係の円満調整などが代表的な例としてあげられます。合意が成立し、その合意が調停調書に記載された場合、その記載は、確定した判決と同一の効力があります。訴訟にもなる事件について調停が不成立の場合、最終的な解決のためには改めて家庭裁判所に訴訟を提起する必要があります。離婚および離縁については、人事訴訟の手続きによることとなります。

(2) 別表第二調停事件

親権者の変更、養育費の請求、婚姻費用の分担、遺産分割などがあります。これらの事件は、第一次的には当事者間の話し合いによる自主的な解決が期待され、主に調停によって扱われますが、審判として扱うこともできます。

これらの事件が最初に調停として申し立てられ、話し合いがつかずに調停が成立しなかった場合には、審判手続きに

移り、審判によって結論が示されることとなります。また、審判として申し立てをしても、裁判官がまず話し合いによって解決を図る方が良いと判断した場合には、審判ではなく調停による解決を試みることがあります。

合意が成立し、その合意が調停調書に記載された場合、その記載は、確定した審判と同一の効力があります。また、調停が不成立の場合は、自動的に審判手続きが開始されます。

(3) 特殊調停

協議離婚の無効確認、親子関係の不存在確認、嫡出否認、認知などがあります。これらは、本来は人事訴訟※で解決すべき事項とされていますが、家事調停の手続きにおいて、当事者間に審判を受けることについて合意が成立しており、申立てに係る原因事実について当事者間に争いがない場合には、家庭裁判所が必要な事実の調査をした上で、その合意が正当と認めるときには、合意に相当する審判が行われます。

合意に相当する審判が確定すると、確定判決と同一の効力が認められます。また、調停が不成立の場合、最終的な解決のためには、改めて家庭裁判所に人事訴訟※を提起する必要があります。

※人事訴訟：離婚や認知など、夫婦や親子等の関係についての争いを解決する訴訟を人事訴訟と言います。そのうち、代表的なものは離婚訴訟です。離婚訴訟では、未成年の子どもがいる場合には、離婚後の親権者を定めるほか、財産分与や子どもの養育費などについても離婚と同時に決めてほしいと申し立てることができます。また、離婚訴訟とともに、離婚に伴う慰謝料を求める訴訟を起すこともできます。夫婦や親子等の関係についての争いは、基本的に話し合いにより解決するのが適当であるとされるので、まずは家事調停を申し立てることになりますが、家事調停で解決できない場合には、人事訴訟を起すこととなります。人事訴訟は、裁判官の判決によって争いを解決するほか、離婚訴訟や離縁訴訟については、和解によって解決することができます。

■調停委員について

調停委員は、調停に一般市民の良識を反映させるために、社会生活上の豊富な知識経験や専門的な知識を持つ人や地域社会に密着して幅広く活動してきた人など、社会の各分野から選ばれ、最高裁判所が任命します。

任期は2年で、非常勤国家公務員の身分を持ち、守秘義務を負っています。家事調停では、争いごとが夫婦・親族間の問題であるため、男女1人ずつの調停委員が裁判所により指定されます。

◆参考資料◆

○裁判所ホームページ「調停手続一般：調停事件とは」

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_03/index.html

○裁判所ホームページ「家事調停の申立書」

https://www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki_kazityoutei/index.html

◆問合せ窓口◆

○裁判所ホームページ「管内の裁判所所在地一覧（長崎県）」

<https://www.courts.go.jp/nagasaki/about/syozai/index.html>

※お住まいの地域の裁判所へお問い合わせください。



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき